

# 平成 23 年度 南消防署運営方針

## 目 次

平成 23 年度南消防署運営方針 ～ 南・人と地域と安全と ～ .....	1
区民の皆様へ	
第 1 南区の特色	
第 2 南消防署長基本方針 ～ 南・人と地域と安全と ～	
1 人 ～ 組織は人なり・人づくり	
2 地域 ～ 地域への参加で高まる地域力・地域力づくり	
3 安全 ～ 人と地域で目指す・安全の南区	
第 3 南消防署の取組 .....	3
1 火災予防対策の推進	
(1) 住宅用火災警報器の全世帯への設置	
(2) 高齢者等の防火安全対策等の充実	
(3) 特定防火対象物等の違反是正	
(4) 重点査察対象物の査察	
(5) 小規模社会福祉施設等の防火安全対策の推進	
(6) 認知症高齢者グループホーム等の社会福祉施設へのそ及指導	
(7) 危険物製造所等に対する査察	
(8) 地下貯蔵タンクの流出防止措置に係るそ及指導の推進	
2 消防活動体制の充実強化 .....	6
(1) 南消防署警防本部の機能強化	
(2) 消防救助活動能力の向上	
(3) 新特別消防対象物警備計画の運用開始と検証訓練の実施	
3 応急手当の普及啓発 .....	7
(1) 市民等に対する普通救命講習等の実施	
(2) 応急手当普及員の養成	
(3) 事業所等に対する A E D の普及啓発	
(4) 安心救急ステーションの推進	
4 地域の災害対応力の向上 .....	8
(1) 消防団員の確保	
(2) 訓練等を通じた市民防災行動計画の検証及び内容の充実	
(3) 東日本大震災からの教訓の活用	
5 人づくり・組織づくり .....	9
南消防署人づくり・組織づくりプランの策定	

# 平成 23 年度南消防署運営方針 ～ 南・人と地域と安全と ～

～基本方針「災害に強く安心して住み続けられる安心安全なまち・南」の実現のために～

## 区民の皆様へ

京都市の今後 10 年間を見据えた「はばたけ未来へ！京プラン(京都市基本計画)」が今年度から新たにスタートしました。

この基本計画に基づき、南消防署が地域と協働して取り組む、今後 10 年間の新しい南区の消防防災体制づくりの基本方針は、あらゆる災害に迅速的確に対応する消防、救助、救急体制を確保し、区の間人力、地域力、企業力、行政力などの「力」を結集し、防火防災の活動を推進して、「災害に強く安心して住み続けられる安心安全なまち・南」を目指すものです。

南消防署では、これまでの取組成果や南管内の特色、災害実態などを考慮し、平成 23 年度重点的に取り組む事業の推進方針である「南消防署運営方針」を策定し、「南・人と地域と安全と」を合言葉に、区民の皆様との信頼関係のもと、皆様が安心安全を実感し、南区を誇りに思い、南区に住んでいてよかったと思える安心安全の地域づくりの様々な取組を職員が一人丸となって推進してまいりますので、南消防署の防火・防災行政の推進に御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

南消防署長 林 敏哉

## 第 1 南区の特色

### 1 高低差のない地域で河川も多い。

南区は、京都市の南西部に位置し、おおむね東は鴨川、西は J R 京都線、南は名神高速道路、北は八条通の範囲のおよそ 16 k m<sup>2</sup>の広さであり、海拔の最高は東九条河原町付近で約 28 m、最低は上鳥羽塔ノ森東向町付近で約 14.5m と高低差のない地域であり、桂川、鴨川、西高瀬川が流れるなど河川も多い区です。

### 2 住宅、工場が多く、有形、無形の文化財がある。

区内の北東部は住宅地域が広がっており、世界文化遺産である東寺は日本一の高さを誇る五重塔や毎月 21 日の「弘法市」が京都のシンボルとして広く知られています。

南西部は、製造業、運輸業、特色ある都市農業が営まれる一方、全国有数の「ものづくり」地域としても発展しており、吉祥院、久世、上鳥羽地域には国の重要無形民俗文化財である六斎念仏が伝承されています。

### 3 人口、面積、高齢化率など中程度である。

南区の人口は約 10 万人、約 4 万 5 千世帯（平成 22 年国政調査数値）、面積約 16 k m<sup>2</sup>と市内では中程度の区であり、高齢者（65 歳以上）は人口の 21.6%（高齢化率）となっています。

## 第 2 南消防署長基本方針 ～ 南・人と地域と安全と ～

### 1 人 ～ 組織は人なり・人づくり

基本方針である「災害に強く安心して住み続けられる安心安全なまち・南」の実現に向け、署員、団員、そして地域住民が協働して取り組むことが重要であり、安心安全なまちづくりの基本は、まさに人づくりです。

### **署員づくり**

- ◎ 地域の皆さんから信頼され、社会人として、公務員として、あるべき署員を育成します。
- ◎ 教育・研修・訓練や業務執行を通じて、署員の活動技術や知識の維持向上を図ります。
- ◎ 署員基本姿勢として、徹底した議論、業務に対する熱意、人々への思いやり、法令の順守、継続の習慣づけ、を掲げて実践します。

### **団員づくり**

- ◎ 南消防団と連携し、地域の防火・防災リーダーとして指導力のある団員を育成します。
- ◎ 団員に対し、住民指導のための様々な情報を提供し、情報の共有を図ります。
- ◎ 各種活動の基礎となる教育・訓練を通じ、団員の活動能力の向上を図ります。

### **地域住民づくり**

- ◎ 防火・防災・応急手当について学ぶ防火座談会等を通じて、地域の皆さん自らが防火・防災活動や応急手当ができるよう、地域の皆さんの防火・防災意識の啓発を行います。
- ◎ 地域住民が、常に防火・防災に関心を持っていただくための各種情報を提供します。

## **2 地域 ～ 地域への参加で高まる地域力・地域力づくり**

「人と人との結びつき」、「活発な地域活動」といった南区の伝統の源は、防火・防災行事など、地域への参加意識です。このため地域の皆さんをはじめ、消防署、消防団、事業所、各種団体、各機関が連携・協働しながら、安心安全に係る地域への参加意識を高め、地震等の大規模災害や日々の暮らしの中で発生する火災等の被害を軽減させることが必要です。安心安全を推進する原動力は、この参加意識の高揚、即ち地域力の向上を図ることであり、「災害に強く安心して住み続けられる安心安全なまち・南」の実現はまさに地域力づくりです。

### **地域力づくり**

- ◎ 署員や団員の連携のもと、署員・団員が現地現場主義の立場で地域と消防署・消防団をつないで、現場の声、区民の声を消防署にフィードバックすることにより、積極的なきめ細かい指導を行い、地域力の向上を図ります。
- ◎ 市民防災行動計画の実践や魅力的な訓練の実施についての助言などを自主防災会等に行い、各種訓練への住民の参加率を上げるための取組を進めます。
- ◎ 地域住民や事業所が防火・防災・救急といった自主・自衛活動への意識を高め、実際に参加いただけるよう、各種情報の発信を行います。

## **3 安全 ～ 人と地域で目指す・安全な南区**

防火・防災意識の高い住民や事業所、消防のプロとしての署員、地域愛護精神の高い消防団員等が協働して、南区の防火防災の地域力を高めることにより、「災害に強く安心して住み続けられる安心安全なまち・南」の実現をめざします。

### **安心安全なまち・南の実現**

- ◎ 南消防署・南消防団は、意識の高い住民の育成、活発な地域活動等に対する積極的な関わりや働きかけを通じて地域力の向上を図り、区民の皆様の御協力を得ながら、「災害に強く安心して住み続けられる安心安全なまち・南」の実現を図ります。

### 第3 南消防署の取組

#### 1 火災予防対策の推進

目標	火災件数	17件以下
	火災による死者数(放火自殺者を除く。)	半減

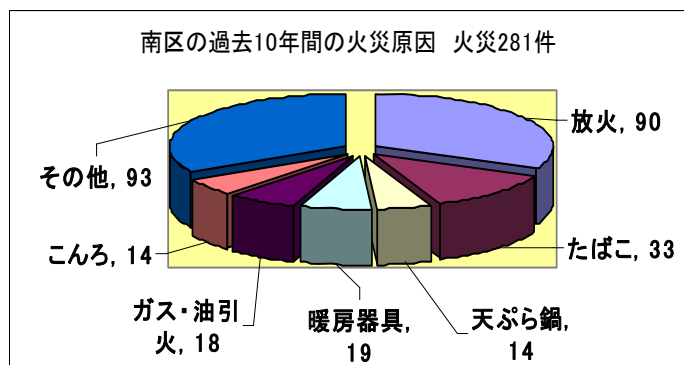
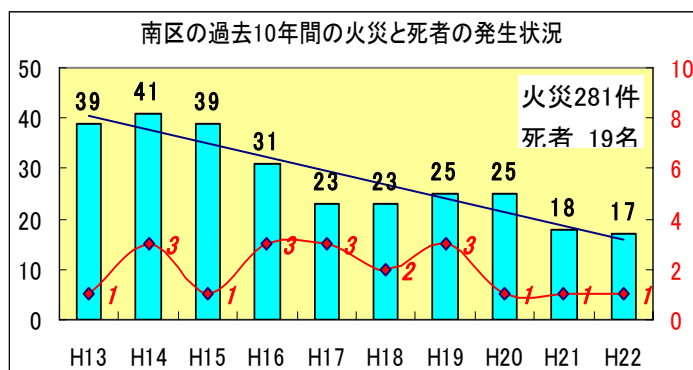
南区の火災件数は、この10年間で着実に減少しており、平成22年は17件と昭和30年に南消防署が発足して以来、3番目に低い火災件数(昭和60年13件、昭和59年15件、昭和62年17件)でした。

南区の過去10年間の火災原因の上位5位は、放火(32%)、たばこ(11%)、暖房器具(7%)、ガス・油類引火(6%)、天ぷら鍋(5%)となっています。

南区の過去10年間の火災による死者(放火自殺者等を除く。)は17名で、65歳以上の高齢者が半数以上を占めています。

こうした状況を踏まえ、平成23年は、前年の火災件数17件を目標とし、火災による死者(放火自殺者を除く。)は、過去10年間の平均値1.7人を半減させることとして、1人以下を目標とし、無火災、火災による死者ゼロに向けて努力します。

このため、火災等が発生した場合には、速やかな情報の提供と出火防止の取組を行うとともに、住宅については、放火火災防止対策、高齢者世帯等に対する住宅用火災警報器の設置指導に重点化を図り、事業所や文化財については違反是正や事業所査察、出火防止対策機器設置や地域と一体となった自衛消防体制指導により、予防対策を推進し、「災害に強く安心して住み続けられる安心安全なまち・南」の実現を図ります。



#### 取組事項 1 住宅用火災警報器の全世帯への設置(署計画1)

- (1) 南消防署住宅用火災警報器設置促進戦略会議の設置
- (2) 未設置世帯に対する設置指導と訪問防火指導の実施  
設置率、在宅時間帯等を勘案し、消防団や地域と連携を図った設置指導を推進するとともに一斉行動日を活用した指導を実施します。  
また、火災多発時や火災発生時に行う迅速な火災予防対策に併せ、訪問防火指導等を実施し、設置指導を推進します。
- (3) 未世帯賃貸共同住宅に対する査察と違反指導  
未設置である312対象物の所有者等に対し、書面にて設置を促すとともに、設置期限後は査察を通じて法令違反の是正指導を行います。

## 前年度の取組成果

- ・ 南消防署住宅用火災警報器設置促進委員会の開催 14回（方針樹立と進行管理）
- ・ 未設置世帯に対する座談会等 803回
- ・ 共同購入 17自主防災会，191自主防災部で実施，2,012個購入
- ・ 展示即売会 51自主防災部で31回実施，528個購入
- ・ 設置世帯数 12,500世帯
- ・ 事業所の共同購入 19事業所で実施，1,400個購入
- ・ 訪問防火指導 37,160世帯（在宅19,319，不在17,841）
- ・ 未設置の賃貸共同住宅525対象物に設置計画書を発行 185対象物から回答
- ・ 賃貸共同住宅の設置状況（平成23年4月1日現在，南消防署把握数）

## 取組事項 2 高齢者等の防火安全対策の充実（署計画2）

### (1) 実施率，立入率の向上

不在がちな世帯に対しては，配食サービス等への同行などの工夫で，防火安全指導の実施率や立入率の向上を図ります。（数値目標 実施率100%，立入率60%）

### (2) 地域と連携によるきめ細かい防火安全指導の実施

消防団，防火アドバイザー，包括支援センター，福祉事務所等との連携を強化し，きめ細かい防火安全指導を実施します。また，防火アドバイザー研修を推進します。

（数値目標 各種機関・団体との連携	各学区1回以上
防火アドバイザー等との合同防火安全指導	各学区2回以上
防火アドバイザー研修	2回30名以上

### (3) 緊急通報システムと連動した住宅用火災警報器等の利用促進

（数値目標 緊急通報連動の住宅用火災警報器 設置奨励数120件 設置数60件  
京都市Web119 新規1名以上，南区在住利用者11名以上

### (4) 火災から生命を守る5つのポイントの活用

住宅用火災警報器や消火器の設置，安全装置付の器具や防災品の使用，近隣協力体制の構築について，きめ細かい指導を実施します。

## 前年度の取組成果

- ・ 訪問数（不在を含む。） 10,413件（139%，10,413/7,463）
- ・ 台所立入数 3,335件（50%，3,335/6,682）
- ・ 高齢者等に係る各種機関，団体との連携 15学区43回
- ・ 防火アドバイザー等との合同による防火安全指導 8件
- ・ 防火アドバイザー研修 1回16名
- ・ 緊急通報システム連動住宅用火災警報器 奨励数155件，設置数53件
- ・ 京都市Web119 利用促進のための講習会1回15名  
新規利用者1名（管内利用者10名）

## 取組事項 3 特定防火対象物等の違反是正（署計画3）

多くの市民が利用する飲食店や物品販売店舗のうち，防火管理又は消防用設備等に係る法令違反がある15の防火対象物について，査察を行い，違反是正を図ります。

## 前年度の取組成果

防火管理に係る法令違反是正 20対象物（是正率100%）

#### **取組事項 4 重点査察対象物の査察（署計画 4）**

市民や観光客が利用する旅館、ホテル等の施設のうち 10 対象物を指定して、査察を実施し、違反事項を確認した場合は速やかに是正指導を行うとともに、消防訓練等を通じて自衛消防体制の強化を図ります。

##### **前年度の取組成果**

- ・ 自衛消防組織が置かれていない対象物の査察 3 対象物（100%実施、違反なし）
- ・ 防火対象物点検結果未報告対象物の査察 26 対象物（100%実施、違反なし）

#### **取組事項 5 小規模社会福祉施設等の防火安全対策の推進（署計画 5）**

##### **(1) 小規模社会福祉施設の指導**

延面積 300 ㎡以下の小規模社会福祉施設 6 対象物について、査察及び防火安全対策の指導を実施します。また、査察等に併せて、火災予防条例に規定する避難管理の基準（避難通路に面して設ける扉（外開きのものに限る。）を自動的に閉鎖する構造等）に適合するよう指導します。（基準適合期限：平成 23 年 11 月 30 日）

##### **(2) 個室型店舗の指導**

カラオケ店等の個室型店舗 7 対象物について、査察、防火安全指導を実施します。

##### **(3) 簡易宿所の指導**

民宿、ペンション等の簡易宿所 6 対象物について、査察、防火安全指導を実施します。

##### **前年度の取組成果**

- ・ 小規模社会福祉施設の査察 4 対象物
- ・ 個室型店舗の査察 7 対象物
- ・ 簡易宿所 今年度新規取組

#### **取組事項 6 認知症高齢者グループホーム等の社会福祉施設へのそ及指導（署計画 6）**

平成 19 年 6 月に消防法令が改正され、グループホーム等の社会福祉施設には、スプリンクラー設備（延面積 275 ㎡以上）、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備の設置が義務付けられました。

当該設備のそ及期限が平成 24 年 3 月 31 日とされたことに伴い、設置指導を行うもので、南区内にある全対象物（2 対象物）には、既に必要な設備が設置されています。

##### **前年度の取組成果**

- ・ スプリンクラー設備の設置 1 対象物

#### **取組事項 7 危険物製造所等に対する査察（署計画 7）**

危険物の反応等を行う危険物製造所の火災危険は、他の危険物施設と比較して非常に高く、また大災害となるおそれがあることから、当該製造所を有する工場等の 5 事業所 41 危険物施設の査察を実施します。

##### **前年度の取組成果**

- ・ 危険物の反応を行う製造所の査察 34 施設（実施率 100%）
- ・ 設置後 15 年経過の地下貯蔵タンクを有する危険物施設の査察 32 施設（実施率 100%）
- ・ 低引火点危険物の貯蔵又は取扱う少量危険物取扱所の査察 85 施設（実施率 100%）

#### **取組事項 8 地下貯蔵タンクの流出防止措置に係るそ及指導の推進（署計画 8）**

地盤面下に直接埋設された鋼製一重殻の地下貯蔵タンクは、長期間経過すると腐食等により危険物が流出するおそれがあることから、平成 22 年 6 月に消防法令が改正され、設置後の経過年数や塗装、板厚等に応じて、腐食を防止する内面のラインニング措置が必要となり、当該措置のそ及期限が平成 25 年 1 月 31 日までとされています。

ガソリンスタンドや工場等 53 事業所 98 施設について、査察を実施し、措置の周知と改修についての指導を行います。

#### 前年度の取組成果

- ・ 今年度新規取組

## 2 消防活動体制の充実強化

安心安全のまちづくりは、火災予防対策の推進、消防活動体制の充実強化がそろって初めてなし得るものです。しかしながら、昨今の災害は多様化の一途をたどっており、市民の安全確保や災害を防除し被害の軽減を図るといふ消防の任務を遂行するには、相手を知り、己を知るといふ備えが必要です。

このため、消防活動に関する事前の計画策定、消防活動総合センターにおける種々の想定訓練、各部隊の活動検証を行うことにより、部隊の活動能力の向上を図り、活動体制の充実強化を図ります。

### 南独自取組① 南消防署警防本部の機能強化

- (1) 南消防署警防本部運営マニュアルの整備を行います。
- (2) 署警防本部の迅速かつ的確な立上げと、より実態に即した部隊編成等を目指します。
- (3) 災害態様に応じ、だれもが理解しやすい非常召集、本部立上げ、運用が実施できるようフローチャート等の活用を図ります。
- (4) 南消防署警防本部運用訓練を実施します。

#### 前年度の取組成果

- ・ 「南消防署水災活動計画」の見直しの実施

### 取組事項 9 消防救助活動能力の向上（署計画 9）

- (1) 平成 23 年度南消防署警防訓練推進計画を策定し、同計画に基づき、署所における訓練、消防活動総合センターにおける訓練等を実施します。
- (2) 技能伝承を主眼として、訓練に取り組みます。
- (3) 車両の「安全走行・誘導」を取り入れた訓練を行います。
- (4) 救助隊にあっては、「ロープレスキュー高度化事業（第二期目）」として基本技術の習熟を主眼に訓練を実施します。

#### 前年度の取組成果

- ・ 個別技能確認 警防課配置人員全員が実施し、5 段階評価中 A、B 評価が 95 名以上
- ・ 特別部隊警防訓練 南消防署 18 部隊中、業績表彰 2 部隊、局長賞辞 2 部隊

### 取組事項 10 新特別消防対象物警備計画の運用開始と検証訓練の実施（署計画 10）

- (1) 策定した新特別消防対象物警備計画を検証し、上半期に運用を開始します。
- (2) 図上訓練の後、順次現地訓練を実施します。
- (3) 指揮活動（火災防ぎょ）資料や高速道路等既存の警備計画等の見直しを図ります。

#### 前年度の取組成果

- ・ 計画策定数 10 対象（危険物施設 1，文化財建造物 2，大規模建造物 7）
- ・ 計画運用に向けた訓練 第 1 期…実地踏査  
第 2 期…文化財対象物現地訓練（東寺）  
第 3 期…消防活動総合センターでの図上訓練・確認訓練

### 3 応急手当の普及啓発

安心安全のまちの実現は、市民の生命・身体を守るという消防の任務です。

消防署が直接行う救急救護活動に加え、住民もいざという時に応急手当ができるという環境を整備するため、市民への救命講習等の実施やAED（自動体外式除細動器：Automated External Defibrillator）の普及啓発を推進します。

#### 取組事項 11 市民等に対する普通救命講習等の実施（署計画 11）

- (1) 普通救命講習修了者目標数 … 3,000 名
- (2) 指導者となる消防職・団員の指導能力向上に取り組み、あらゆる市民のニーズに対応できる体制づくりを目指します。
- (3) 普通救命講習が単なる知識の習得に終わることなく、「実践する市民」の育成に努めます。

##### 前年度の取組成果

- ・ 普通救命講習修了者 3,030 名（目標 2,800 名：達成率 108%）
- ・ 上級救命講習修了者 128 名
- ・ 応急救護分団員の指導参加 16 回延べ 22 名で 891 名を指導
- ・ 事業所応急手当普及員の指導参加 21 回延べ 43 名で 514 名を指導
- ・ 学生消防サポーターの指導参加 5 回 5 名で 43 名を指導

#### 取組事項 12 応急手当普及員の養成（署計画 12）

- (1) 養成数値目標数、全市で 500 名を目指します。
- (2) 消防分団、学校教職員及び自主防災組織に対し、応急手当普及員育成を働きかけます。
- (3) 事業所査察や訓練の実施等、あらゆる機会をとらえて、それぞれの担当者が応急手当普及員育成を働きかけます。

##### 前年度の取組成果

- ・ 応急手当普及員 全市で 395 名

#### 取組事項 13 事業所等に対する AED の普及啓発（署計画 13）

- (1) 事業所における普通救命講習時、査察時、自衛消防訓練時、消防署との合同訓練時など、あらゆる機会を捉えて、AED の設置を勧奨します。
- (2) 安心救急ステーション（取組事項 14 に掲載）選定事業所等に対し、設置勧奨を行います。

##### 前年度の取組成果

- ・ AED 新規設置数 35 施設で 35 台設置
- ・ 安心救急ネット京都の新規登録数 26 施設（登録合計 69 施設）

#### 取組事項 14 安心救急ステーションの推進（署計画 14）

今年度、局から示される選定基準に基づき、駅、文化財周辺地域の商業施設、地元商店街、コンビニエンスストアなどを対象として候補地・候補事業所を選定します。

##### 前年度の取組成果

- ・ 今年度新規取組

## 4 地域の災害対応力の向上

平成 23 年 3 月 11 日、東北地方を襲った地震・津波は、<sup>みぞう</sup>未曾有の被害をもたらしました。

この東日本大震災の教訓をいかし、地震や水害等の大規模災害に備えることが重要です。

このため、東日本大震災の教訓を地域と共有し、地域住民が自らを守るための市民防災行動計画を地域と共に検証するとともに、周知を図り、地域の中核的な存在である消防団員の増強を図ること等により、地域の災害対応力の向上を図ります。

### **取組事項 15** 訓練等を通じた市民防災行動計画の検証及び内容の充実（署計画 15）

- (1) 学区総合防災訓練等を通じて、市民防災行動計画を検証し、必要に応じ見直しと充実を図ります。
- (2) すべての自主防災部（378 自主防災部）で取り組む事項
  - ※「地域の集合場所」を選定し、シールの全戸配付により周知します。
  - ※「防災マップ」を作成し、計画に添付します。
  - ※「緊急連絡網」を整備します。
- (3) 自主防災組織と事業所との災害時の協定締結を推進します。

#### 前年度の取組成果

- ・ 新たに結成された 5 自主防災部中、4 自主防災部で計画策定済
- ・ 計画改正の実施 2 自主防災部
- ・ 自主防災組織と事業所の協定締結 2 件
- ・ 学区総合防災訓練 15 学区中、13 学区で実施（うち 3 学区で事業所が訓練参加）

### **南独自取組②** 消防団員の確保

- (1) 団員確保が困難である消防分団に対し、個別ヒアリングを通じて実態把握を進め、具体的な対応策を検討します。
- (2) 各分団の地域事情に応じた募集案内を作成し、入団勧奨を進めます。
- (3) 各学区で実施される防災訓練等、あらゆる機会に P R コーナー等を設置し、消防分団の制服を展示するなど、消防分団の活動等を紹介し、入団勧奨を行います。

#### 前年度の取組成果

- ・ 平成 23 年 4 月 1 日現在、南消防団員定数 310 名に対し、実員数は 292 名（カラーガード隊 16 名、応急救護分団 3 名を含む）、充足率 94.2%（カラーガード隊を含まない充足率は 89.0%、市内平均 86.6%）
- ・ 女性団員 24 名（南消防団員 7 名、カラーガード隊 16 名、応急救護分団 1 名）

### **南独自取組③** 東日本大震災からの教訓の活用

- (1) 東日本大震災の様々な事象、被害等を抽出して得られた教訓に基づき、これまでの消防署や消防団の活動、自主防災組織の育成、事業所指導全般について検証します。
- (2) 東日本大震災で得られた教訓、大規模災害等への備えに係る知識を、自主防災組織の会合・普通救命講習並びに事業所指導等あらゆる機会をとらえて「ミニ講演会」形式により、地域住民に情報発信します。
- (3) 地域住民のニーズを把握し、東日本大震災で得られた教訓や検証結果を今後の総合防災訓練等に生かします。

#### 前年度の取組成果

- ・ 今年度新規取組

## 5 人づくり・組織づくり

署長基本方針に掲げる、「人～組織は人なり・人づくり」のとおり、消防の使命を達成するため、社会人として、公務員として、プロフェッショナルである消防署員、地域の防火・防災リーダーとなる消防団員を育成する人づくりを進めます。

### **南独自取組④ 南消防署人づくり・組織づくりプランの策定**

- (1) 南消防署人づくり・組織づくりの環境を構築するため、良好な職員間のコミュニケーション作りの取組を推進します。
- (2) 署員基本姿勢として、徹底した議論、業務に対する熱意、人々への思いやり、法令の順守、継続の習慣づけ、を掲げて実践します。
- (3) 再任用職員が持つ伝承すべき知識・技能の伝承を行います。
- (4) 新配置職員勤務日誌を改善し、日々習得した知識及び技能の確認、指導方法の是正等、効率的な職場教育及び自主勉学の推進を図ります。
- (5) これまでの取組を検証し、南消防署人づくり・組織づくりプランの策定に着手します。

### **前年度の取組成果**

- ・ 今年度新規取組